平成２９年（フ）第１６０号
北海道帯広市西16条南４丁目８番19号　Ｒ４―124
債務者　岩崎　繁輝
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１６４号
北海道帯広市西11条南11丁目３番地10　ヴィラ鈴木Ｅ号室
債務者　小林　泰子
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第３０４号
岩手県滝沢市大釜高森18番地13
債務者　佐藤　祥子
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２８号
山形県鶴岡市新形町20番19号
債務者　大井　隆一
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２９年（フ）第４６号
山形県鶴岡市ほなみ町13番25号
債務者　瀬尾　　彰
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２９年（フ）第４８５５号
大阪市鶴見区焼野１丁目１番１―1106号
債務者　ＣＯＣＯこと　天野　明美
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０１６号
大阪市住吉区長居東３丁目９番５―403号
債務者　橋本　全代
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０１９号
大阪市大正区鶴町２丁目９番９―213号
債務者　光永　雅之
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０４８号
大阪市中央区粉川町３―15　シャルマンコーポ第１谷町　1005号室、住民票上の住所大阪府東大阪市玉串町東１丁目７番21―415号
債務者　倉光　信行
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１４５号
大阪市住吉区我孫子５丁目５番22―513号
債務者　福岡　正樹
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１９７号
大阪市西成区山王１丁目８番29号　ミキハウス　402号、前住所大阪市西成区山王１丁目８番29号　ヴィラヒフミ　403号
債務者　吉川　淑子
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２１２号
大阪市北区中崎１丁目３番５―310号
債務者　矢田　　彰
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２１９号
大阪市都島区都島本通２丁目４番５号　コーポ大都　101号
債務者　橘　佐和子
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２３２号
大阪府豊中市上野西２丁目20番１号　104号、前住所大阪府豊中市桜の町６丁目８番３―102号
債務者　大野　夏子
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４１号
香川県高松市三条町425番地５
債務者　三木　美和（旧姓酒巻）
1　決定年月日時　平成29年12月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第７６号
鹿児島県鹿屋市笠之原町7610番地38
債務者　髙木　翔太
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第８７号
福島県いわき市小名浜下神白字綱取25番地
債務者　馬目　和樹
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
福島地方裁判所いわき支部